

# 太田郷土史誌研究会活動報告書 (No.1)

太田郷土史誌研究会

2017/03 発行

## はじめに

太田郷土史誌研究会は平成 26 年 5 月に太田南地区の有志により、太田南地区コミュニティ協議会傘下の人・文化育成部会の中で、太田地区の風土や文化を歴史の観点から調査・研究する目的で発足し、これまで約 3 年間活動してきました。

初年度の平成 26 年度は、それまでに集められていた資料の整理や、史跡のある現場を歩き保存状態や新しい発見を行いました。

2 年目の平成 27 年度は、高松市の「ゆめづくり事業」に参画し、それまでの蓄積を、リーフレット、資料集などにまとめるとともに、太田南コミュニティセンターに総合案内板を、各史跡に現地説明板を設置し、地区住民の方に太田南の風土や文化を広く知っていただくツールを整備しました。また、100 人を超える人の参加を得て、史跡巡りのスタンプラリーを行い好評でした。

3 年目の平成 28 年度は、コミュニティセンター主催の夏休み子どもイベントのなかで「太田南の昔を探ろう」や秋の「文化祭」、30 人規模の史跡巡りなどを継続するとともに、本研究会の原点に戻って、太田南の風土や文化の歴史を調査・研究することに重点を置き活動しました。特に、時が過ぎるとともに、古民家の建替えなどに伴い貴重な資料が散逸することが危惧されることから、地区の皆さんのご協力を得て、資料収集に力を注ぎました。

今回、平成 28 年度に活動し得られた成果を、活動報告書としてまとめることとしました。本報告書は、当研究会の調査・研究成果を積み重ねるために編集しました。今後、数年継続して調査・研究を行い、しかるべき時期に、平成 27 年度に公表した『太田南探訪マップ資料集』の内容を、補正拡充して、太田南地区の皆さんにご報告したいと考えております。

本資料を編集するに当たってご協力をいただきました皆様に感謝いたします。

太田郷土史誌研究会会長 大住教夫

## 目次

第Ⅰ編 活動編	3
1. 平成28年度の歩み	4
2. 年度計画	5
3. 資料収集計画と実施	6
(1) 高松市歴史資料館訪問	6
(2) 収集情報の取り扱い	7
(3) 収集資料の概要	8
① 古写真（一部掲載）	8
② 光臨寺と西法寺の仏像の写真（ふれあいウォークの時撮影）	9
③ 川西宏幸氏からの収集資料（平成28年7月）	11
④ 古高松町の多川家よりの収集資料（平成28年8月）	15
⑤ 高松藩領絵図（高松市歴史資料館蔵、江戸時代末）（平成28年11月）	18
⑥ 明治・昭和初期の地形図（平成29年1月）	20
⑦ 高松市の出水調査～太田上町・下町～	22
⑧ へんろ道関係資料	23
⑨ 真鍋先生碑文	24
4. 学習「太田南の昔を探ろう」	25
5. 平成28年度太田南文化祭	26
6. 平成28年度ふれあいウォークの取り組み	27
7. 西法寺現地説明板の補助説明板取り付け	28
第Ⅱ編 調査研究編	29
1. 太田城跡と中世石造物	30
2. 昭和10年代の小作農家について	34
3. 明治前期における太田村の土地台帳及び地籍図について（その1）	38
4. 今竹大明神の由来	43
5. 太田天満宮所属財産由来書より	45

# 第 I 編 活動編

## 1. 平成 28 年度の歩み

平成 28 年 4 月 1 日 (金)	4 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 5 月 6 日 (金)	5 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 5 月 19 日 (木)	高松市歴史資料館訪問
平成 28 年 6 月 3 日 (金)	6 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 7 月 8 日 (金)	7 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 7 月 27 日 (水)	太田南コミュニティ協議会主催学習「太田南の昔を探ろう」
平成 28 年 8 月 5 日 (金)	8 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 9 月 2 日 (金)	9 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 9 月 14 日 (水)	文化祭展示資料作成
平成 28 年 11 月 4 日 (金)	仏生山法然寺探訪
平成 28 年 10 月 7 日 (金)	10 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 10 月 29 日 (土) ~ 30 日 (日)	太田南文化祭
平成 28 年 11 月 4 日 (金)	11 月度 郷土史誌研究会
平成 28 年 11 月 23 日 (水)	歴史探訪ウォーク
平成 28 年 12 月 2 日 (金)	12 月度 郷土史誌研究会
平成 29 年 1 月 6 日 (金)	1 月度 郷土史誌研究会
平成 29 年 1 月 18 日 (水)	西法寺現地案内板追加設置
平成 29 年 2 月 3 日 (金)	2 月度 郷土史誌研究会
平成 29 年 3 月 3 日 (金)	3 月度 郷土史誌研究会
平成 29 年 3 月 4 日 (金)	第 10 回まちづくり活動報告会参加
平成 29 年 3 月 31 日 (金)	太田郷土史誌研究会活動報告書完成

## 2. 年度計画

### 1. 活動事業名

平成 28 年度 郷土史誌探訪事業

### 2. 活動計画

平成 27 年度は、それまで調査研究してきた成果を取りまとめるとともに、リーフレット、現地説明板の設置やスタンプラリーを行うことにより、広く地区内外の方に太田南地区の文化を知っていただくことを、高松市の「夢づくり事業」として取り組んだ。

平成 28 年度は、原点にもどり、太田南地区の皆様の地域の歴史や史跡への関心に寄り添いながら、最近古民家が消えゆく中で貴重な資料などの散逸を防ぐための活動を地道に行う。

#### (1) 太田南地区の方の歴史や史跡への関心内容調査

太田南の広報誌などを活用し、広く皆様の関心事項を調査し、当研究会の活動の幅を広げる。

#### (2) 地区内の古民家の訪問調査

少人数で古民家のお宅を訪問し、古い資料などで重要と思われるものをお借りし、複写等により調査・保存する。また、上記(1)に合わせて、地域のご家庭に保存されている貴重な資料や写真などのご提示をお願いする。

#### (3) 太田南の史跡巡りの企画

昨年度のスタンプラリーより規模を縮小し、2 回程度、20～30 名／回募集し、太田南の史跡巡りを継続して行う。

#### (4) 学校教育活動への協力

昨年度と同様、学校教育現場への説明者の派遣、コミュニティ協議会主催の地域学習に協力する。

### 3. 予算

高松市の「地域まちづくり交付金」及び太田南コミュニティ協議会予算を申請する。

総額 : 87,400円

### 3. 資料収集計画と実施

#### (1) 高松市歴史資料館訪問

太田南地区の歴史史跡関係の資料を収集・保管管理するに当たって、気を付ける点などについて教えていただくために高松市歴史資料館を訪問した。

- ① 日時 平成 28 年 5 月 19 日 (木) 15:00~16:00
- ② 場所 高松市歴史資料館
- ③ 出席者 (高松市歴史資料館) 山元様  
(当方) 明石、安藤、古澤

#### ④ 概要

##### ○歴史資料館発足当初の資料入手方法

歴史資料館が 30 年くらい前に発足した当初、一般に埋もれていて資料館に展示するに相応しい文化財を調査した。各小学校区に 1~2 人一般の方に委託して、1 件 1 枚の調査票に記入していただき選定した。

##### ○調査に関するアドバイス

- ・ジャンルを問わずに収集する場合には、後の整理のために、調査に取り掛かる前に、ある程度ジャンル分けしておくといよい。例えば、写真、絵画、地図、古文書、古記録、暦、カレンダー、工芸、拓本、書跡、印刷物、書籍・刊行物、貨幣・紙幣、その他など。
- ・調査する時は、調査票を用意しておく。調査票のレイアウトとして、上段に、物の情報(来歴、寸法、材質、資料提供いただく家の状況など)を、下段に、提供者の話を、裏面にスケッチ、写真などを貼れば良い。
- ・当面の取りまとめ方、使い方を決めておくとい提供者が安心される。また、提供者から、一般に出して欲しくない情報について、提供して頂く際によく確認しておくこと。一般に出す場合、「個人蔵」と記載し、物と提供者を切り離すことで、個人情報管理する方法もある。
- ・その他、調査時に必要なものとして、メジャー、ボイスレコーダー、カメラなど。

## (2) 収集情報の取り扱い

### 1. 調査目的

世代交代とともに太田南地区に残されている貴重な資料が散逸しつつある。それらの資料を最大限、網羅的に収集・整理・保存し、将来、太田南地区の郷土史誌として取り纏める。

### 2. 調査範囲

- 太田南地区に関する過去の資料。
- 調査内容、調査年代について制限は設けない。

### 3. 調査方法

- 個別、イベント時、コミュニティ便りなどで募集する。
- 資料提示者に趣旨説明し、場合によって、コミュニティ協議会会長及び、太田郷土史誌研究会会長名の協力依頼文書をお渡しする。
- 資料は複写（コピーもしくは写真撮影）し、原本はお返りする。
- 複写資料は、複写年月日、資料提供者名、調査者名、資料提供者のお話等記録（添付調査カード）し、パソコンおよびファイルに保管する。
- 補助的にボイスレコーダーを使用する。

### 4. 情報管理

- 複写資料は、コミュニティ協議会で取り纏める資料及び営利目的でない公的機関で利用する以外には使用しない。当研究会以外への開示（15日以内）、複写を行う際は、前記目的に合致する旨、文書にて取り交わす。
- 上記、コミュニティ協議会で作成する資料は公開される可能性がある旨、資料複写時にご説明しておく。

### 5. 広報

- 年度末に調査報告書を作成し、協議会の文化祭等で発表する。



(3) 収集資料の概要

① 古写真(一部掲載)



② 光臨寺と西法寺の仏像の写真(ふれあいウォークの時撮影)

1 光臨寺

本尊阿弥陀如来像



親鸞上人像



八幡菩薩像

(元、多肥の桜木神社にあった阿弥陀仏)



元八幡



2 西法寺

西法寺本堂配置図

阿弥陀如来像	七高僧	観音像	聖徳太子像	天台宗の頃の仏像	彰如上人	本尊阿弥陀像	聖人	浄土真宗宗祖親鸞	先々代住職法名 (名号・修理中)	先代住職法名
--------	-----	-----	-------	----------	------	--------	----	----------	---------------------	--------

本尊阿弥陀如来像



親鸞聖人



彰如上人



右から、天台宗の頃の仏像・聖徳太子像・観音像・七高僧・阿弥陀如来像



先・先々代住職法名



③ 川西宏幸氏からの収集資料(平成 28 年 7 月)

1 領収書類

昭和 15 年～昭和 22 年頃に、川西惣太郎氏が受け取った領収書である。

① 小作料に関係した領収書 10 枚

1 枚は巳年（おそらく昭和 4 年） 河野氏から川西廉蔵へ

残り 9 枚は 昭和 13 年～昭和 22 年 河野依中から川西惣太郎へ

② 新設鑿井費用・定法水利土工費割り当ての領収書

昭和 18 年度分 合子出水水配前田喜三郎から川西惣太郎へ

③ 太田農業会の分賦金の領収書 3 枚（昭和 19 年度）

⑤ 高松市銃後奉公会会費領収書 （ひと月 5 銭）

⑥ 高松市への納税に対する領収書 25 枚（高松市収入役 京極粹吉より川西惣太郎へ）

市民税 昭和 16 年度～18 年度 4 枚

家屋税 昭和 16 年度～19 年度 10 枚

自転車税 昭和 16 年度～18 年度 5 枚

市税など 昭和 20 年度～22 年度 7 枚

⑥ 太田村への納税に対する領収書 5 枚（太田村収入役前田桃一・宮武千太郎から川西惣太郎へ）

村税（特別税・戸数割） 昭和 11 年度・昭和 14 年度

県税（自転車税）村税（雑種税付加税） 昭和 13 年度・14 年度上半期・下半期

\*昭和 15 年 2 月、太田村は高松市に合併した。

⑦ 日本赤十字社香河支部より川西武への領収書 2 枚

赤十字への納付 昭和 18 年分 3 円 昭和 21 年分 3 円

⑧ 保険料領収書（郵便局） 昭和 17 年

郵便局集金人より川西武へ（5 月分保険料 1 円）

⑨ 吉原政英が高松市に地租付加税・地租割として金 1 円 30 銭を納めた領収書（昭和 18 年度）が 1 枚混じっているが、その理由は不明。

<収集資料の中でも、主なものの写真を次ページに掲載した。>

①の内、昭和15年度小作料「米2石4斗」の領収書(13cm×14.4cm)



②の内、工事費及び揚水費「2円17銭」の領収書  
(昭和19年)14.5cm×12.3cm



⑤の内、市民税(昭和15年度)の領収書  
17.3cm×11.0cm



⑥の内、太田村村税を納めた領収書(13.5cm×8.9cm)



## 2 置き薬及びその包装紙

戦前（昭和初期）の庶民の生活をうかがわせる貴重な資料である。

- ① 滋賀県甲賀郡寺庄にあった、「本舗丸一薬房」の置き薬の大袋（縦 35 c m × 横 26 c m）裏面にこの薬房の薬の一覧表。当時の薬の名が知れて面白い。

中でも「六神丸」は有名な漢方薬

（漢方で、麝香（じゃこう）・牛黄（ごおう）・熊胆（ゆうたん）・蟾酥（せんそ）・薬用人参（にんじん）・沈香（じんこう）などを調合した丸薬。心臓病・高血圧などに用いる。）

- ② 大袋の中にあった、薬の袋・箱は下記の通り。

「肝涼圓」（かんのむしに効く。中に薬の入った小袋 2 つ）

「正セメンエン」（むしくだし）

「御はら薬」（腹痛・下痢止め）

「トンプク ピリン」正価金 2 円（解熱・鎮痛、箱の中に 9 包在中）

「かぜトンプク」正価 25 円（熱さまし、薬 3 包在中）

「たんせき散」定価金 1 円 50 銭（咳止め）

「解熱散」6 円（熱さまし、封を切つてなく、薬がそのまま残っている）

「本家 六神丸」七粒入り、定価金 30 銭（3 粒残っている）

「六神丸」正価金 3 円（封を切つておらず、薬がそのまま残っている。）

<次ページに、その主な薬袋を掲載した。>

商標

販賣所 大阪 吉田長生堂

肝涼丸

清國蘇州曹氏秘方靈藥

六神丸

開創十餘年 滋潤喉嚨 殺菌 止痛

一番

せか

トンプラ

大ねつ さいまのし

堂王英 治能田森 醫 醫

賦設幸 郡城磯 電本業出

奇妙丸

製劑本舖 西田救命堂

奈良縣高市郡高取町

効能(第一はらのいたみ。下痢 症。りゆうるん。むねのつかへ に妙なり)

はたら薬

解熱散

#### ④ 古高松町の多川家よりの収集資料(平成 28 年 8 月)

多川家の勇八(生年不明、明治 40 年死去享年 57 歳)・瀬平(明治 17 年生まれ)・澄平(大正 4 年生まれ)の三代の明治・大正・昭和にわたる記録である。

##### 1 勇八に係る書類

勇八は、木田郡古高松村(明治 23 年町村制度施行により、古高村・春日村・新田村が合併して成立。昭和 15 年高松市に合併。)の村長を勤めた人物。

- ・明治 12 年から、死去する明治 40 年までの辞令や赤十字社からの感謝状など 32 点。  
中でも、**明治 12 年から明治 32 年までの各辞令文書**は、交付者が「三木山田郡役所」や「山田香川郡」「愛媛県」「香川県」などと、時代によって変遷しており、興味深い。明治期の村の行政を知ることのできる資料である。

##### 2 瀬平(勇八の長男)に係る書類

- ・明治 31 年 1 月よりの「諸事記載帳」
- ・「金円連帯借用証」2 通  
明治 41 年 金 15 円借主噂江茂市→多川瀬平  
明治 42 年 金 5 円借主川井悟郎→多川瀬平  
(多川家は、この頃貸金業も営んでいたようだ。「諸事記載帳」には、明治 31 年から明治 42 年までの貸金の記録が書かれている。)
- ・**昭和 16 年の「地所賃借約定書」**  
地主 多川瀬平 貸借人(小作人) 中恵 茂  
(田 2 反 3 畝 5 歩 小作料 玄米 2 石 8 斗 5 升)
- ・戦後の土地(田)に関する資料類・瀬平の恩給・瀬平の死後、妻への扶助料支給の通知書

##### 3 瀬平の長男澄平に係る書類

澄平は上田蚕糸専門学校卒業後、京都府農林技手(京都府繭検定所勤務)となるが、昭和 13 年臨時召集。陸軍歩兵一等兵として昭和 14 年中国に渡る。昭和 15 年支那事変の功により、勲八等旭日章を受ける。その後、召集解除。

昭和 16 年 11 月再び臨時召集され、南方に送られる。昭和 18 年砲弾の破片を受け負傷。陸軍伍長として終戦を迎える。

昭和 21 年 5 月 5 日、復員のためニューブリテン島のラバウルを出発、5 月 17 日名古屋港に着き、召集解除となった。

- ・支那事変に関する勲章及び賜金の沙汰書
- ・「**支那事変 賜金国庫債券**」 2 通(百円・八拾円) 昭和 15 年発行
- ・復員に関する書類 5 点
- ・実用新案登録願(昭和 16 年 5 月)

\*太字の資料は、特に重要。主なものを次ページに掲載した。



明治 15 年の辞令(19cm×26.5cm)



明治 14 年の辞令( 20cm×26cm)

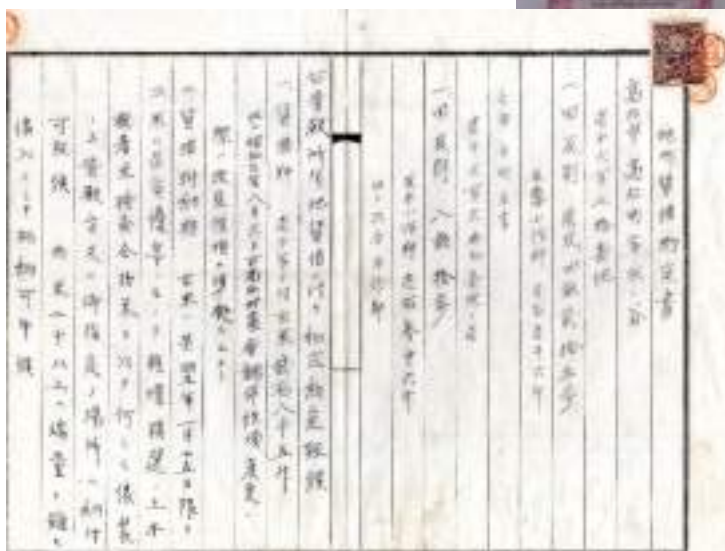


復員証明書(17.5cm×7.7)



支那事変 賜金国庫債券

澄平が支那事変に関する一時賜金として交付されたもの



地所賃借約定書(昭和 16 年、4 枚の内  
1 枚目 24cm×33cm)  
(次ページに全文を掲載)

印紙・印 地所賃借約定書

高松市高松町字永谷

壹千六百七拾番地

一 田反別 壹反四畝貳拾五步

反當小作料 壹石壹斗六升

同市同町同字

壹千六百六拾九番地ノ壹

一 田 反別 八畝拾歩

反當小作料 壹石參斗六升

但し此分斗代卸

右貴殿所有地賃借ニ付キ左如く約定致し候

一 賃借料 壹ケ年ニ付キ玄米貳石八斗五升

但し昭和三年八月六日古高松村農會調停条項変更ノ

際ハ改定条項ニ準拠スルコト

二 賃借料納期 玄米ハ其翌年一月十五日限り

三 米ハ品質優等ノモノヲ乾燥精選ノ上本県産米検査合格

米ヲ以テ何レモ俵装ノ上貴殿方又ハ御指定ノ場所ヘ納

付致可ク候 尚米二斗以上ハ端量ト雖モ俵入トシテ相

納申ス可ク候

四 金子ニテ代納ノ御承諾ヲ得タルトキハ、貴殿所定ノ相

場ヲ以テ相納申ス可ク候

五 納付遲滞ノ際ハ貴殿所定ノ相場ニ基キ上納期日ノ翌日

ヨリ 宛ノ利子ヲ相附シ御請求アルモ異議之無く

候

六 賃借中、不可抗力ニヨリ著シク不作致シ候際ハ、刈取前

貴殿ノ檢分ヲ受ケ貴殿ニ於テ減額ヲ相当トセララルト

キハ、貴殿所定ノ減額高ヲ以テ相納申ス可ク候

七 賃借中土地ノ現状又ハ用法ヲ変更シ或ハ讓渡シ轉貸、建

物ノトスルトキハ築造其他、土地ノ害トナルベキ作物肥

料等ノ使用及貴殿ノ損害トナルベキ行為ハ一切致サズ

候

八 賃借中、岸又ハ崖潰等ノ修繕ハ拙者負担シ其ノ他慣行ニ

ヨル諸費用ノ負担ハ拙者ニ於テ支払致ス可ク候

九 賃借期間ハ壹ケ年限リトス 但シ賃借人ニ於テ本契約

ニ違背セズ引續キ賃借セントスルトキハ地主承認ヲ得

テ本契約書ニヨリ賃借ヲ繼續スルモノトス 繼續五ケ

年ニ至ルトキハ新ニ契約ヲ更改スルモノトス

十 本契約ノ趣旨ニ違背致シ候際ハ何時 貴殿ニ於テ解約

ノ上返地御請求アルモ異議ナク 且損害アルトキハ直

チニ賠償致ス可ク候

十一 本契約ニ違背セザルトキト雖モ貴殿ノ御都合ニテ御

引揚ニ際ハ六ケ月以前ニ御申込下サリ候ハバ異議無ク

返地致ス可ク候

十二 返地ノ際、地上ニ存スル立毛其ノ他拙者ノ加効行為ハ

遲滞ナク取払ヒノ上明渡シ申可ク、遲滞ノ際ハ適宜御処

分相成リ候共異議之無ク候

十三 保証人ハ賃借人ト連帯ノ責任ヲ負担シ一切ノ義務履

行致ス可ク候 但シ第九項ニヨリ繼續ノ場合ニハ保証

人モ又其ノ義務ヲ繼續スルモノトス

十四 本約定ニ原由スル訴訟ハ高松区裁判所ノ管轄ト合意

致シ候

右賃借定証書件ノ如シ

昭和十六年拾貳月五日

高松市高松町一七一八番地

賃借人 ○○ 茂 ㊟

高松市高松町六番地第六

保証人 ○○ 龜吉 ㊟

地主

多川 瀨平殿

⑤ 高松藩領絵図(高松市歴史資料館蔵、江戸時代末)(平成 28 年 11 月)

幕末に作成された「高松藩領絵図」のうち、『香川郡東』と『香川郡西』を写真で収集した。  
太田村やその周辺の村々が描かれている。



香川郡東



香川郡西







2 昭和3年測量のもの（縮尺2万5千分の1 大日本帝國陸地測量部）  
「高松南部」—— 一部を掲載



⑦ 高松市の出水調査～太田上町・下町～

(CD とそのコピー)

NPO 法人ひかりエコ・エンジニアリングが、2012 年に行った調査結果である。

(高松市檀紙町 1985-3 TEL : 087-864-7708 FAX : 087-864-7726)

太田南地区の 20 ケ所の出水について、場所・写真・コメントを記している。

2012 (平成 24) 年段階の出水の現況を知ることのできる資料である。

⑧ へんろ道関係資料

・四国新聞（昭和59年5月24日）の記事

四国新聞創刊95周年記念特別企画No.15（83番札所一宮寺→84番札所屋島寺）

一宮寺から屋島寺までの遍路道を調査、ルートを地図で示している。



「昔のへんろ道は3合道といって1尺8寸（約54cm）幅の通路だったんです。……明治以後は大八車の通る5合道（3尺幅、約90cm）ができてきました。」

・へんろ道の道標

仏生山街道ぞいにある道標



大野家にある道標（右やしま道）



頭だけが見える道標





⑨ 眞鍋先生碑文

目の神様の真銘大明神（平成元年9月建立）の所に、石碑が2つある。そのうちの眞鍋熊太郎の顕彰碑の碑文である。

碑文によれば、『眞鍋邦重は熊太と称し眞酔庵眞酒の俳号を持つ。慶応元（1865）年太田村に生まれ、幼少の時より漢学などをよく学んだ。明治12（1879）年初めて太田村小学校に奉職、その後、一宮や多肥の小学校に勤めたが明治40（1907）年辞職した。その間29年、多くの人材を育成しその功で香川郡教育会より表彰された。大正12（1923）太田村助役として多年にわたり盡した結果病に倒れたが、村の政治や公共事業に携わった功績には見るべきものがある。』とのことである。

眞 鍋 先 生 碑

眞鍋翁名邦重称熊太眞酔庵眞酒其俳  
 號慶應元年九月十三日生于讚之太田  
 村幼修漢学長從南無庵芭臣學俳諧造  
 詣頗深為之温恭篤實母舉人之短母夸  
 己之長實有德君子也明治十二年六月  
 初奉職于太田村小学校後轉一宮多肥  
 二校四十年三月辭職前後廿九年諄々  
 教而不倦弟子皆隨資成器焉香川郡教  
 育会表彰其功績不止一再大正十二年  
 六月為太田村助役多年盡瘁村治並公  
 共事業功績昭々可見矣弟子胥議建頌  
 德碑於邸前蓋欲表報恩之微忱且傳盛  
 德于後昆也

眞酔庵眞酒  
 花に曳く  
 杖や  
 氣任せ  
 足まかせ

昭和四年一月十八日  
 土州 藤丁陰撰



#### 4. 学習「太田南の昔を探ろう」

日時 7月31日

場所 太田南コミュニティセンター 和室

参加者 子ども7名 + 保護者

以下の項目について説明した。

- ・太田南の出水
- ・道池の歴史と生活との関わり
- ・西法寺と光臨寺
- ・廣田八幡神社の狛犬
- ・太田南にある地蔵
- ・収集した資料（薬袋の説明）



## 5. 平成 28 年度太田南文化祭

昨年はスタンプラリー準備の真最中でもあり、発足 3 年目にして初めて文化祭の作品展示の部に参加しました。これからの活動を伸展させていくために、この度の出展を決めたように記憶しております。

展示作品においては、まず本研究会の目標（「地域の歴史を調べ太田史誌編纂につなげるための礎を築くこと」）を掲げ、続く 1 項目目では「昨年までの取り組みであるゆめづくり推進事業に関する説明」を、2 項目目においては、「今年度収集整理した資料の一部について」をいずれも写真を中心に紹介し、さらには今年度計画中の予定も最後に加えております。下記の写真のとおり、現在に至る活動が端的にまとまった作品になったと思います。

ただし、紙面の関係上、恒例の事業になりつつある小学生対象の夏休み子ども教室の様子が紹介できなかったのは残念でした。

文化祭には小学校児童も訪れ、より広い世代の地域の方に研究会を知っていただくよい機会になったと思います。一部の方は熱心に読んでくださっていましたが、もう少し見る側の関心を精査する必要があったのではという反省も上がり、展示する側の意図との折り合いをどこに置くかが課題として残りました。



## 6. 平成 28 年度ふれあいウォーク の取り組み

H28.3.24 福祉健康部会(以下「部会」という)にて、28 年度の活動計画として 健康チャレンジの継続と健康ウォークが提案される。

H28.5.24 福祉健康部会全体会(以下「全体会」という)において、27 年度に当研究会の主催したスタンプラリーについて研究会代表が、100 余名参加し、次回も計画してほしいと大好評であった旨を説明する。会合への出席者は開催におおむね前向きであった。

H28.6.3 会員は、研究会当日の朝 会長に、部会が開催の方向である旨報告。後は部会長と会長が相談をして、部会が中心となり、研究会はお手伝いをする事になった。

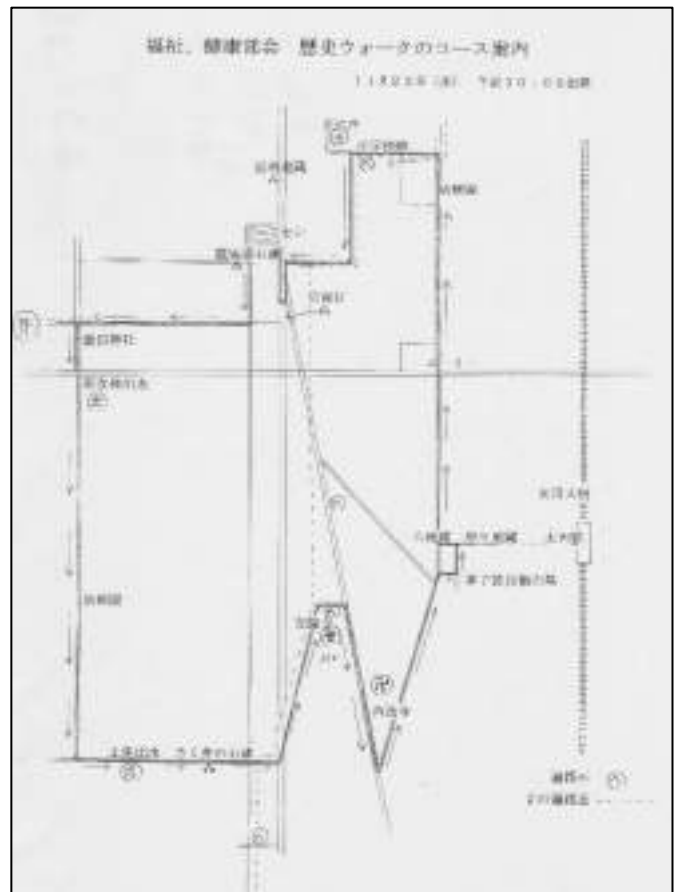
H28.10.22 全体会に太田郷土史誌研究会会長が出席し、研究会の趣旨とウォークラリーの取り組み方を説明する。

全体会は健康チャレンジの一環として部会員と一緒に歩くふれあいウォーク 11 月 23 日(祝日)に開催することを決定し、一般の方には 広報誌「太田南だより」で広く参加を呼びかけることにした。

H28.11.1(号) 「太田南だより」に 募集掲載

H28.11.17 ウォーク打合せで コース決定

H28.11.23 ウォーク開催



## 7. 西法寺現地説明板の補助説明板取り付け

昨年設置した「西法寺のお成り門」の現地説明板は、場所の制約により現物から離れた位置にあり、十分な説明が出来なかった。この改善のため現地説明板の下側に現物の位置を説明する補助板を取り付けた。(平成 29 年 1 月)



## 第Ⅱ編 調査研究編

## 1. 太田城跡と中世石造物

太田郷土史誌研究会 安藤みどり

### 1 はじめに

高松市太田上町字皿井に太田城跡がある。『全讃史』（注 1）に記載のある中世城館で、遺構は残っていないが条里地割を活かし周囲に堀を廻らせた方形（一辺約 109m）の館であった。城主であった太田氏と城郭跡に残された石造物について調べてみた。

### 2 太田城主—太田犬養について

『全讃史』に「太田城 太田村にあり 太田犬養 六郎と称す 之に居りき。其の子兼久あり。其の子に兼氏ありき。」と記載されているように、太田城の城主は太田犬養であった。『南海通記』（注 2）には、太田犬養の名が 2 か所に登場する。

まず、永正 5 年（1508）8 月香西元定が香東、香西、南条、北条 4 郡の兵を率いて山田郡の三谷景久の三谷城を攻撃した際、率いた武将の名の中に「太田犬養」がある。松縄手ノ宮脇氏・伏石の佐藤孫七郎とともに出陣している。

次に登場するのは、天正 10 年（1582）8 月土佐の長曾我部軍が香西氏の藤尾城を攻撃した時である。西光寺表（搦手）を守る兵の内、佐藤孫七郎（伏石城主）率いる武将の中に松縄手ノ宮脇弾正などと共に“楠川太田ノ犬養”の名がでてくる。激戦の結果、佐藤孫七郎ら多くが討ち死にし、藤尾城は落城、香西氏は長宗我部に降伏した。戦死者の中に太田犬養の名は無いので、この後も香西氏の家来として活躍したのだろう。

二人の「太田犬養」は、年代が離れすぎているので同一人物ではなく親子か祖父・孫の関係かもしれない。この太田犬養が、太田城主の太田犬養であるとの確証はないが、祖父・孫とすると三代が居住したという『全讃史』には符合する。ともかく、太田城主の太田氏も、近隣の宮脇氏や佐藤氏と共に香西氏の配下として活躍し、香西氏と共に滅びたのではないだろうか。

『全讃史』には「室山城 坂田村にあり 真鍋権頭某が之に居た。或いはいう、太田犬養がここに居たと。今これを考えるに、どうやら犬養の子孫が此処に移ったかと思われる。」（口訳）という記述もあり、太田城で三代が居住した後、平地の城から守りやすい標高約 200m の山頂部の室山に移ったのかもしれない。

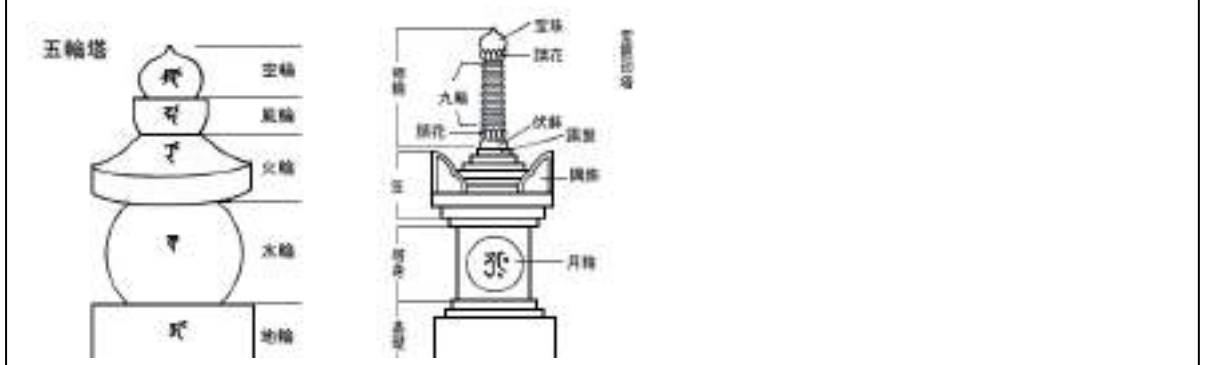
### 3 中世石造物群

太田城跡付近に石造物が集められた所が 3 ヶ所ある。太田城跡内の南側にある太田天満宮内と、東側の道端にある祠、そこから 50m ほど離れた民家の敷地内にある祠である（地図 1）。いずれも中世（鎌倉時代～戦国時代）の石造物で、供養塔である五輪塔や宝篋印塔などの部材である。石材は、ほとんど凝灰岩（注 3）である。

（地図 1）



供養塔には五輪塔、宝篋印塔、宝塔、層塔などの種類があるが、圧倒的に多いのは五輪塔で、多くが武士層によって造立された。元々は堂の落成、仏像開眼時の供養を目的としていたようだが、鎌倉以後は先祖の供養や墓石としてつくられるようになった。五輪塔は地・水・火・風・空輪からなるが、空風輪を一石、他を4個に分けて作るのが一般的である。



① 太田天満宮の石造物

天満宮の裏に置かれていた石造物を、最近写真のように集めて保存処置をしたようだ。凝灰岩製がほとんどで、風化が激しい。石が二段に重ねられたものが9つある。石の組み合わせは本来のものではなく、便宜上重ねられたものだろう。ほとんどは五輪塔の部材で、空風輪と笠石（火輪）または水輪と笠石が多い。

松田朝由氏によると「この地域には珍しい

<sup>ひやま</sup>火山石の宝篋印塔の笠部が見られます」（『高

松平野の中世石造文化』）とのこと。後列右端がそれで、宝篋印塔の笠部の特色である横の刻みが残っている。





② 東側の道沿いの祠

左側の祠の後や横に、石が二段に重ねられたものが8つある。ここでも、五輪塔の空風輪と笠石を重ねたものが多いが、左横のものは、大きな笠石に小さな笠石を重ねてある。左の祠の中に、他の石造物と違って白っぽい石の空風輪が祀ってある。あまり風化せずきれいな形が残っている。松田朝由氏によると凝灰岩の多い香川県では珍しく硬い「花崗岩製」で、兵庫県六甲山産の御影だという。



左側祠の左右



左の祠の空風輪



右の祠の空風輪



③ 近くの民家敷地内の祠



祠の左右に2石または3石を重ねたものが8つある。いずれも五輪塔などの石塔の部材を組み合わせたものである。祠のなかにはやはり、白っぽい花崗岩製の空風輪が祀ってある。

この祠は、平家の落人の祠として祀られてきたそうだ。

#### 4 まとめ

石造物は、神社の鳥居や狛犬、玉垣、お寺の石灯籠やお墓の墓石、道端の道標やお地藏さんなど身近にたくさんある。そのほとんどは江戸時代以降に造られたもので、石材は白色の硬い花崗岩が多く、次に薄茶色をした砂岩がよく見られる。庵治石も花崗岩である。

しかし、香川県の中世石造物で一番多く使用されたのは凝灰岩で全体の9割以上を占める。また、石造物のほとんどが供養塔であることなど、中世は江戸時代以降とは違った石造文化が展開した。(松田朝由著『高松平野の中世石造文化』)

香川県でも鎌倉以後供養塔が多く作られたが、石材のほとんどが凝灰岩のため保存状態は良好とはいえない。香川県の中でも高松平野はさぬき市などに比べ中世石造物が少ないそうだが、その分布を調べると近くに中世城郭跡が所在していることが多いという。逆に言えば中世石造物が残されていれば、近くに中世城郭があったことの確証の一つとなるということである。太田城跡の石造物群もまさに太田城の存在を裏付けるものである。

400年以上前、太田城にかかわる人たち—香西氏の配下として、長曾我部軍と戦った太田犬養もその一人であろう—が先祖の供養や墓石として造った五輪塔などの石造物を、先人たちは一石になっても大切に祀り守ってきた。これら中世石造物群を太田地区の文化財として守るとともに、その思いも受け継いでいきたいものである。

(注1)『全讃史』讃岐の郷土史誌。著者は江戸後期の儒学者中山城山。文化11(1799)年全12巻を完成させ高松藩に献上した。

(注2)『南海通記』香西氏の子孫香西成資<sup>しげすけ</sup>が享保4(1719)年に白峰寺に奉納した軍記。成資は、筑前黒田藩に仕えた兵法家。

(注3)「凝灰岩」火山灰が堆積してできた岩石。軽くてやわらかで、比較的風化しやすい。香川県では、標高200mクラスの山の中腹で採れる。県内には20か所近い中世石切り場跡が残されているが、広く県内に流通したのは火山石(さぬき市)と天霧石(善通寺市)である。火山系石造物は東讃、天霧系石造物は西讃と県内を二分しており、高松平野の十河城跡辺りが境界線となるようだ。凝灰岩は白色の火山灰に安山岩や流紋岩などの夾雑物が混ざっている。火山石は火山灰の割合が多く夾雑物が少なく、それに対し天霧石は夾雑物が多く一見するとアスファルトのように見えるので、二つを区別することができる。(『高松平野の中世石造文化』)

#### 参考文献

『平成二十六年度 歴民講演会 高松平野の中世石造文化』(高松市歴史民俗協会 平成27

年) \*講演者の松田朝由氏<sup>ともよし</sup>は、さぬき市出身で大川広域行政組合埋蔵文化財係主査。

『香川県中世城館跡詳細分布報告書』(香川県養育委員会 2003年)

## 2. 昭和 10 年代の小作農家について

—川西惣太郎氏所有の農業関係領収書より—

太田郷土史誌研究会

安藤みどり

### 1 はじめに

平成 28 年 7 月、太田南地区東分在住の川西氏から、昭和 16 年頃から戦後の昭和 22 年頃にかけての多量の領収書類の提供を受けた。それらは、川西惣太郎氏が太田村（昭和 15 年に高松市に合併）や高松市へ市民税など地方税を納めた領収書が大半であったが、小作料の領収書、出水水配からの領収書、太田農業会の分賦金の領収書など、戦前の農業についての貴重な資料が含まれていた。以下、それらの資料をもとに若干の考察を試みた。

### 2 香川県の地主制

戦前、香川県は全国 1 の地主王国であった。耕地面積に対する小作地率は、明治 16 (1883) 年に既に 60% (全国 36%)、明治 30 年代には 69% (全国 43%) に達している。既に幕末から地主による土地集積が始まり、明治初期の地租改正や政府のデフレ政策による米価の大暴落により地主制が極度に進展したのである。ちなみに、米価は明治 14 (1881) 年に 1 石 (150 kg) が 11 円 20 銭だったのが、明治 17 年には 4 円 35 円に暴落し、以後明治 21 年まで 5 円以下と低迷した。その間、地租を払えなかった中小自作農が田畑を強制処分され、小作に転落し、あるいは村を離れて都市労働者となったのである。

明治 36 (1903) 年の当地香川郡の耕地面積は 6727ha (田 5575ha、畑 1152ha) で、小作地率は 73% (田 76%、畑 59%)。隣の木田郡は小作地率 75% (田 76%、畑 69%) であった。香川県の小作地率が全国 1 となる中、香川郡・木田郡の小作地率は県平均よりさらに高率である。このことは『明治 18 年 太田村土地台帳』(注 1) でも確認できる。太田村の字 (あざ) によっては、小作地率が 90% を超えるところもいくつかあったのである。

### 3 川西氏の小作料領収書の検討

小作料に関する領収書は全部で 10 枚あった。

最も古いのは資料 1 で、川西廉三氏が「巳年下米」として「米 3 斗 6 升 7 合」を河野氏 (注 2) に納めた「旧 10 月 25 日」付けの領収書である。巳年とはおそらく昭和 4 (1929) 年であろう。下米すなわちくず米を 3 斗余しか納めていない。昭和 4 年は干ばつの年であったので、その関係かもしれないが、それ以上のことは不明である。

それに対し、昭和 13 (1938)・15・16・17・18 年分 (資料 2) は、すべて米 2 石 4 斗 (米 6 俵、1 俵=4 斗) を納めており、これが地主である河野氏に支払う正規の契約小作料 (注 3) であったと思われる。

#### 資料 1



#### 資料 2 13 年分



#### 15 年分



#### 16 年分



17年分



18年分



資料3



川西氏が合子出水水配に支払った「工事費及び揚水費」の領収書（昭和18年度）（資料3）を見ると受小作の2反6畝6歩の田に対して2円17銭を払っている。川西氏は河野氏から2反6畝6歩の田を借りて小作し、小作料を米2石4斗払っていたのである。計算すると、1反当たり約9斗1升6合となる。

資料5

昭和14年分の領収書がないのは、この年が旱魃に襲われたためである。（注4）この時の旱魃は定免出水の「鑿井の碑」に「挿秧面積僅ニ三割五分 艱苦力ヲ盡スモ收穫皆無悲惨ノ極ニ達ス」とあるように「未曾有の旱魃」であった。小作料は、契約小作料に対して減免慣行を持っていて、凶作の時は、地主の恩恵としてではあるが地主と小作人の合議によって小作料を減免した。減免は多くとも半分までだったというが、この未曾有の旱魃ではとても小作料を払うどころではなかったのだろう。昭和14年分でも宅地と畑の小作料は米4斗を納めている（資料5）。どれほどの面積を借りていたかは不明だが、田と比べて宅地や畑の小作料は安かったようだ。



ちなみにこの後、上免出水の鑿井のように補助水確保のため鑿井が各所で掘られている。川西氏が合子出水水配に支払った「工事費」も新設鑿井の費用である。

資料6

昭和19年から小作料は、政府の米穀管理要綱決定によって米納から金納制に変わる。昭和19年度分（資料6）は30円を、昭和20年4月25日という遅い時期に払い、「干害ノ為券引ナレドモ 内入トシテ受取ル」と但し書きがついている。昭和19年も大干害（注5）で小作料減免となったが、中間金として30円を支払ったのだろう。この頃は「食糧管理法」（昭和17年）が公布され食料全体が国家管理下に置かれ、農家は米を国に強制供出させられた。政府売り渡し価格（米価）は昭和16年に1石当たり43円、生産奨励金を5円上乗せして生産者の実質手取り額は50円とされた。昭和19年も政府売り渡し価格は50数円だった。



戦後の昭和21年分（資料6）は、180円を2回、合計360円を支払っている。なお、この年の米価は1石約590円である。

香川県の農地改革は、昭和22（1947）年から25年にかけて行われた。川西氏の小作料納入

も昭和 21 年分が最後である。

資料 6



### 3 香川県の小作地と小作料

川西氏の小作地面積は 2 反 6 畝 6 歩で、非常に少ない。香川県の農家はよく「五反百姓」といわれるが、その半分である。実は香川県の小作農家 1 戸当たりの小作地面積は、5 反以上はわずかで、3 反未満が多く、平均は 2 反 2 畝であった。川西氏は平均的な小作農なのである。

全国 1 の地主大国であった香川県は、零細な小作農が多く、小作料も高額だった。大正頃、香川県の反当り平均収穫高は約 2 石 4 斗（大正 10～14 年平均）で、小作料は 1 石 3 斗、太田村では 1 石 3 斗～4 斗であった。収穫の約 53% という高額の小作料である。小作人の手元に残るのは 1 反に 1 石ほどに過ぎず、肥料代などの支払いにも事欠く有様であった。（注 6）

このため、大正末から昭和の初めに激しい小作争議が起き、地主も小作料減免をせざるを得なくなる。中でも、大正 13（1924）年は香川県の争議件数が最高の 80 件になった年であった。この年の 1 月に起きた多肥村の西原争議（多肥村の西原と太田村大田原の小作人の共同要求）では、一反当たり 1 石 1 斗～1 石 4 斗だった小作料の 4 割減を地主に要求。3 割減で地主・小作人双方が妥協した。同じ頃、下多肥本村では、小作料 1 石 2 斗の所を永久 2 割減を要求し、減額 1 割の所と 1 割 5 分の所で双方が和解している。このような減免要求の交渉は仏生山、一宮、三谷、川島など各地で起き、小作組合が力を強めてきた中で起きたのが、この年の秋に起きた伏石事件である。伏石事件は日本農民組合の支援もあって全国的に注目され、多くの犠牲を払いながらも裁判所の調停によって小作料 1 割 7 分 5 厘の減免で和解した。

数々の小作争議の結果、昭和初期太田村近辺で大体 1 反あたり一石前後の小作料となったようだ。これは、ほぼ川西氏が地主に納めた小作料（1 反当り 9 斗 1 升 6 合）と同額である。ただこの時期でも（注 3）で示した例のように、割高な小作料もあったようだ。

### 4 終わりに

川西氏は地主河野氏から 2 反 6 畝 6 歩の田畑を借り、小作料として米 2 石 4 斗を納めていた。これは収穫の約 38%（1 反当り収量を 2 石 4 斗とする）で、小作人が団結して小作人組合を作り地主に立ち向かい、小作料減額を勝ち得た成果である。しかし小作料に加えて種子・肥料代、農機具代や水利費、太田農業会分担金（注 7）、さらに地方税等の支払いがあり、平均的小作農であった川西氏の農家経営は楽ではなかつただろう。農家は所得税はほとんどかからなかったが、村や市への税金の負担は割合重かつたのである。（注 8）

それにしても、戦前の干害など自然災害の多さには驚かされる。昭和 14 年の未曾有の旱魃もさることながら、昭和 19 年の干害は戦時体制の真最中で、労働力や肥料等資材不足がさらに被害を拡大したのである。

川西氏が残した資料によって、戦前の太田村での小作農家の実態が少しずつ明らかになってきたのではないだろうか。

- (注 1) 宮脇氏蔵。「香川縣香川郡太田村大字太田全圖」「字切圖」とセットになっている。
- (注 2) 代々西法寺住職を務める。『明治 18 年太田村土地台帳』によれば、明治時代から太田村各所に田畑や宅地を所有する地主で、字東分には合計 9 反 2 畝 5 歩の土地を所有している。
- (注 3) 地主と小作人との間には、地所貸借契約書が取り交わされた。形式はどこも大体同じで、土地の地番と面積、賃借料、保証人などが記された。貸借期間は 1 年で、契約に背けば地主は何時でも解約できるばかりか、違背なくとも地主の都合で土地を引き上げることができた。極めて地主側に有利な契約であった。詳しくは、収集資料の「古高松町の多川家よりの収集資料」のページに、多川家を取り交わした賃借契約書が掲載をしている。この契約書では、小作料は 1 反当たり 1 石 1 斗 6 升と 1 石 3 斗 6 升で川西氏の場合より高額である。
- (注 4) 「梅雨入りより干天続き、空前の大干ばつ、県下の用水枯渇。満濃池が渇水。・・・九月七日、日の出、日没前に学童により土瓶水を稲田に配水するよう各学校へ通達す。」(『香川県農業史』)
- (注 5) 「田植期から八月初旬まで降雨なく大干ばつ。稲作不能 7000 ヘクタールにのぼる。」(『香川県農業史』)
- (注 6) 「一般的に二毛作田で六俵程度収穫があり、年貢(小作料)は一石四斗が普通」だったという。(『香川県農業史』)
- (注 7) 昭和 3 (1928) 年の 3・15 事件で日農幹部は次々に逮捕され、県下の農民組合もしらみつぶしに解散させられた。以後、農民運動は急速に衰退した。昭和 18 年、農業団体法が公布され各種農会は農業会という国策遂行のための協力機関に統合された。
- (注 8) 川西氏も高松市に市民税・家屋税・自転車税などを納めている。

(参考文献)

- 『香川県農民運動の研究』(山本繁著、1997 年かもがわ出版)
- 『香川県農業史』(香川県農業史編纂委員会 昭和 52 年)
- 『高松百年史上・下』(高松市 1989—1990 年)
- 『多肥郷土史』(多肥郷土史編集委員会 昭和 56 年)

### 3. 明治前期における太田村の土地台帳及び地籍図について（その1）

太田郷土史誌研究会 安藤みどり

#### 1 はじめに

太田郷土史誌研究会が発足した平成 26 年、宮脇家が所蔵していた貴重な明治前期の土地台帳と地籍図（太田村大字太田全図と字図）（注 1）を見せていただいた。郡役所に提出した原本の控えとして、当時の太田村総代の一人であった宮脇家に保管されたものである。それらは撮影あるいはコピーして研究会の貴重な収集資料となった。（注 2）ここでは先ず、土地台帳・地籍図そのものの分析をしてみたい。

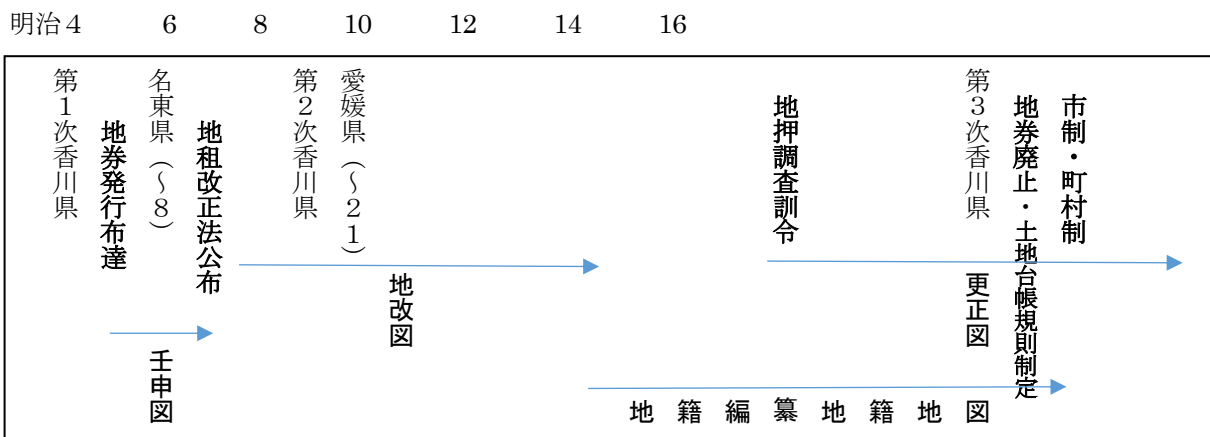
#### 2 課税のために作られた土地台帳と地籍図

明治政府は財政を安定させるため、それまでの年貢に変わって全国すべての土地に課税し、一定額を金納させる新しい税制である地租を導入しようとした。その為、急ぎ土地の調査簿と地図を作製した。これらは様々な目的や事情で 4 回作成されたが、実際の作業は各府県が行ったため府県によって様子が異なっているようだ。（下の年表参照）

香川県の場合は、まず明治 5（1872）年地券発行のため明治 7 年から 9 年までの間に「地引順道帳」と「壬申地券地引絵図」（壬申図）（注 3）が作られた。次に明治 6 年に地租改正法が公布されると実測に基づく新たな地籍図「地租改正地引絵図」（地改図）と地券台帳が作製された。香川県では明治 9 年から作業が開始された。現在使われている地番、小字はこの時に整理し付けられたものである。

明治 17（1884）年、大蔵省はこれまでの地券に変わって、新たに土地台帳を作製し、地籍図も測量しなおして新調することにした。明治 20 年には地押と丈量方法（土地面積を測量する作業の方法）についての準則を示している。これが「地押調査更正地図」（更正図）で、字の配置を示した町村図（1/3000）と字図（1/600）が作製された。これらは明治 29（1896）年以降は町村役場のほか税務署にも備えられるようになり、昭和 26（1951）年には法務局に移管された。現在法務局で閲覧できる公図と土地台帳はこの時に作られたものである。壬申図と地改図は保存が義務づけられなかったため、残念ながら廃棄されたところが多い。（注 4）

以上の 3 回は大蔵省が地租の賦課を目的とした事業だったのに対し、内務省が全国の官有地と民有地の所有権を管理するために始めた事業でも地籍簿と地籍編纂地籍地図とが作製された。この地籍編纂事業は明治 7（1874）年に開始されたが、地租改正事業が行われていたため、地租改正事業の終了後に実施することとなり、その後明治 23（1890）年に内務省地籍課が解散され事業は取りやめとなった。この事業についてはどれぐらいの府県が完了したのかはわからない。香川県では 3 分の 1 程度の完成に止まったのではないかと考えられている。（注 5）

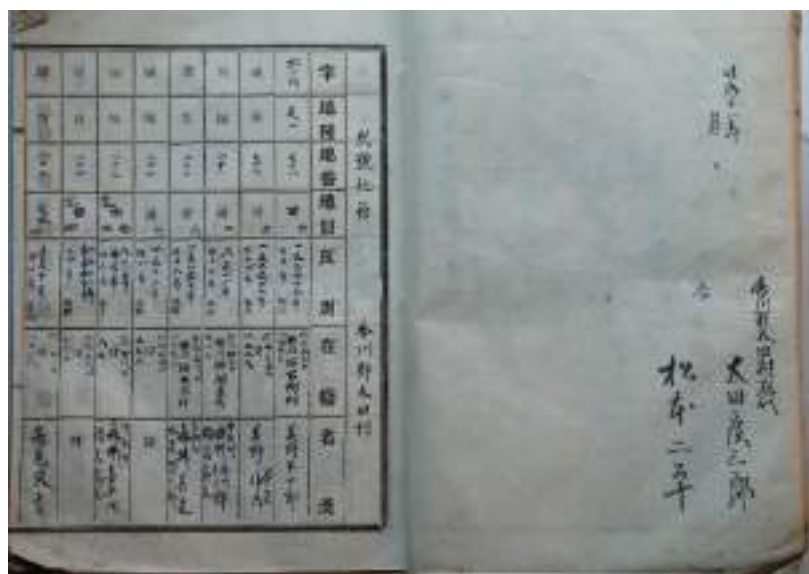


### 3 宮脇家所蔵の土地台帳と地籍図

写真 1



写真 2



宮脇家所蔵の土地台帳と地籍図は、4回の内のどの時期のものなのだろうか。まず製作年代を見てみよう。

土地台帳（写真 1）は表紙が半ば破損してかろうじて「(土地) 基帳」と読めるのみで、年や作成者などは不明である。しかし、中に「明治十八年香川郡太田村」の記載があり、この台帳が明治 18 年に作られた太田村（江戸時代からの太田村）のものであることが分かる。（写真 2）太田村総代は太田廣三郎と松本二平である。

台帳に付けられた地籍図は「香川縣香川郡太田村大字太田全畧」と字ごとの切図（「香川郡太田村大字太田壹号字上原切圖」など壹号から三十壹号まで）からなり、製作年や作図者名は書かれていない。おそらくこれらが役所に提出した後、村に留めた控えであったことにも関係しているのだろう。しかし、愛媛県から分かれて第 3 次香川県が成立したのは明治 21 年 12 月、町村制となり江戸時代からの太田村が松縄村や伏石村などと合併して新しい太田村となったのは明治 23（1890）年である（旧太田村は大字太田となった）ことから、地籍図は土地台帳ができてから数年後の明治 23 年以後の作製であることが分かる。

全畧には本村総代として、太田廣三郎・松本仁平（台帳の松本二平と同一人物であろう）と並んで宮脇克彦の名が記されている。この当時、宮脇家も村の総代としてこの事業に携わっていたのである。

山上英司氏は台帳と地籍図の特徴から、内務省の地籍編纂事業で作られた台帳（地籍簿）及び地籍図であるとの考えを示された。台帳の製作年代や、宮脇家地籍図と更正図など他の地籍図との細かい比較からもそれが妥当であると考えられる。（注 6）地籍編纂事業による地籍図が確認されているのは、県内では今のところ旧香南町、旧古高松村、旧百相村（一部）だけで、大変貴重な資料だという。

#### 4 土地台帳について

写真 2 のように、台帳は「字」ごとにまとめて記載されている。「香川縣香川郡太田村大字太田全畧」は、その 1 号から 31 号までの「字」の配置・範囲を示した索引図のような体裁である。



一筆ごとに、地種・地番・地目・反別・在籍・名受を記しているが、地籍編成心得を示した明治十五年八月三日徳島県達乙第百十九号（注7）によると

「地種」は 官有地・・・第一種＝村社など  
第三種＝官林・池・堀・泉・溝渠・岸・道路（本道・支道・作場道など）・賃宅地・草生地・河川川敷など  
民有地・・・第一種＝田・畑・畦畔・宅地・雑木林・草生地など  
第二種＝石寄場・墓地・道路・泉・池（養水溜池）・用水路（溝渠）など

に分類されている。官有地と民有地に分けて「官一」「民一」のように記載し、最後に官・民それぞれの合計の反別（面積）を記す。官有地と民有地の所有権を管理するとの目的を持った内務省の意図が反映されている。

「地番」は、南から始まり（1番は字上原の南西端）字ごとに1筆ずつ番号を付し、字道東の北東端2866番で終わる。これが現在も使われている地番である。

「地目」は、田・畑・宅地・山林・原野・墓地・泉などの別が記され、「反別」は面積、「在籍」・「名受」は土地の所有者の住所と名前が記されている。

台帳を開いて、まず気づくのは訂正の多さである。地目が変わる場合もあるが、多くは「名受」土地の所有者の変更である。「在籍」住所も太田村外の村や町に変更されている場合が多い。明治18年の台帳作成後、訂正はいつ行われたのだろうか。訂正された在籍を見ると「万蔵村」や「上多肥村」などと書かれている。明治23（1890）年に市制・町村制がしかれ、万蔵村は坂田村や勅使村などと合併して鷺田村に、上多肥村は下多肥村や出作村と合併して多肥村となった。そこで、訂正は明治23年以前にされたと思われる。台帳ができてから2、3年の内に土地所有者が変わる、それも村外地主に変わることが随分多かったようだ。

この台帳は、明治18年以後の変化も含めて、明治23年以前の太田村の様子を示しているのである。

## 5 地籍図について

台帳に添えられた地籍図は、「香川県香川郡太田村大字太田全畠」と字ごとの切図である。地籍編成心得書によると、町村図は6000分の1（1厘を1間とする）、字限図は600分の1（1分を1間とする）の縮尺で作られた。（注8）

前述のように、「太田全畠」は字の範囲を示すと同時に地形や主な神社・寺・学校、道路などを記載している。実測に基づく精密な地図である。（写真3）縦77.5cm横115.5cm。

写真3（太田全畠の一部）



写真4（字図の表紙 コピー）



字図は表題が「香川郡太田村大字太田第〇号字〇〇切圖」。折りたたんだ大きさは縦 26.8 cm 横 18.8 cm。これは地籍編成心得の「地図の折り方は豎九寸横六寸に仕立つべし」に相当する。

(写真4) 太田は字が 31 あり、全ての「字切圖」がそろっている。方位は→で示し、「壹号字上原切圖」に凡例が書かれている。(写真5) 田や畑、宅地などが一筆ごとに色分けされ、土地の区画形状・地番が記入されている。道や用水路なども書かれており、当時の様子を知ることができる。

写真5



## 6 おわりに

宮脇家の土地台帳と地籍図は、内務省の地籍編纂事業によって作成されたもので、土地台帳・地籍図（全図・字図）ともに全村欠けることなく揃っている大変貴重なものである。測量技術についての専門的な知識はないが、全図を見ると細かい線や書き込みがあり、相当精密な測量のもと描かれていることが分かる。次はこれら資料を分析して、明治前期の太田村（町村制の下では大字太田）の解明につなげたい。

(注1) 地籍図とは、一筆ごとの土地の区画・形状・地番・面積などを記した地図の総称である。

土地台帳などの帳簿にそえられる。

(注2) 「土地台帳」は表紙（一部破損）から最終ページまで全てカメラで撮影し、『明治18年太田村土地台帳』の表題で冊子にまとめた。「大字太田全図」と「字図」はコピーして保存した。原本はすべて宮脇家にある。

(注3) 明治5（1872）年が壬申の年だったため、「壬申地券地引絵図」と呼ばれる。この絵図は村全体を表す全村図と後の小字に近い単位に分けられた図が作製された。明治初年の村の

様子を知る貴重な絵図であるが、太田村は残っていないようだ。

(注 4) 筆者は、讃岐国府探索事業のボランティア活動で坂出市府中・加茂・松山・林田の各出張所に保管されていた地引順道帳と壬申図の調査に参加させていただいたことがある。これらの地区はほとんどの字図もそろっており、保管状況も良好だった。和室に広げられた地図の大きさと鮮やかな彩色が印象に残っている。

(注 5) 香川県土地家屋調査士会境界鑑定委員会委員長山上英司氏には貴重な意見を頂いた。

(注 6) 『旧大川町にみる香川県の公図Ⅱ』によると、地籍編纂地図は「黄色を畑に使用」「緑色を林藪原野等に使用」「無色が田」「一筆地所区画の記載事項は土地番号のみ」などの特徴を持つという。それらは太田の字図に当てはまる。

(注 7) 徳島県は、内務省の地籍課長が県令として赴任したところで、全国一の精度を誇る一分一間図が、各市町村役場に残っているそうで、地籍編纂事業についての布達なども徳島県のものを参考にしている。(山上英司氏より)

(注 8) 1 間=6 尺=60 寸=600 分=6000 厘 (1 間=1.18m、1 尺=0.303m、1 寸=3.03 c m)

#### 参考文献

『旧大川町にみる香川県の公図Ⅱ』(平成 23 年 3 月 香川県土地家屋調査士会)

『徳島の地籍Ⅰ』(平成 27 年 3 月 徳島県土地家屋調査士会)

「市町村文化財共催展 明治前期の地籍図」(平成 16 年 香川県歴史博物館)

#### 4. 今竹大明神の由来



話し手 檜原じゅん子

まとめ 藤村雅範

その昔、太田村字太田原、今でいう太田上町太田原に今竹大明神という神社があった。現在県立聾学校の南東側である。当時は神社の前を東西にはしる細い川とおいしいげる草深い道が今も思い出される。そんな道もときの流れて今は大道になり、昔の面影はない。神社の跡地もマンション・高級住宅が建ち並び、その景観も一変し、昔を知る人も今は少ない。

そもそも、今竹大明神がこの地に存立した由来は、なんだったのか。

私の父 三村覚太郎から聞いた話を思い出してみようと思う。

それは、昔、村の子ども達が小川で遊んでいて一枚の鏡を拾ったことから始まった。拾った場所は、上免（出水）から流れ出た水が東へ行って塩江街道をくぐりぬけたあたりと聞いている。

（上図の×印）子ども達は珍しい形と不思議な文様の鏡を面白がって遊んでいた。

そこへ、見知らぬアメ売りが近づいて来て、

「おまえ達、それ昔の鏡だよ。どうしたんだい。」

「この川で遊んでいて拾ったんだ。」

「じゃあ、おじさんのアメと取り替えてくれないか。」

「いいよ、持って行きなよ。」

アメ売りは、鏡をアメの箱に入れて担ごうとすると、箱が重たくて持ち上げられない。何とか腰を入れて担ごうとするがビクともしない。アメ売りは鏡を入れた箱を開けてみると、なんとそこには鏡ではなくて真っ白なへびが入っていた。白へびは何ごとかぶつぶつしゃべり出した。アメ売りはビックリしたあまり、何のことも聞き取れなかった。後で聞き直すところであった。

「わしは、太田原に住む神じゃ。ここから南へ三町、東へ一町いった所にわしを祀ってくれ。もし、わしを神と信じないのなら、また、わしの力を試そうとするなら、今すぐ向こうの竹藪へ行って竹を切って持って来い。そして、その竹を逆さまにして、土の中に挿してみるがよい。」

アメ売りは言われた通り竹を切って来て、逆さまにして土に挿した。

不思議なことが起きた。今挿したばかりの竹が芽を吹き出したのである。

「太田原に神のご到来じゃ」

村人は、この鏡を神の御神体として、指示された場所に祠を建て祀った。その神社こそ『今竹大明神』なのである。

そんな今竹大明神は今はない。(大正5年)現在の廣田八幡神社に合祀された。話によれば、昔の太田原は氏子も少なく神社の祭りごと粗末になることが多かった。神の怒りを恐れ悩んだ末、やむなく合祀におよんだのだと思う。

いよいよご本尊様にお移り頂くその日が来た。村人たちに見送られて、出ていく神輿の行列が、ある所まで来て急に動かなくなった。そこは、その昔、子ども達が鏡を拾った場所であった。しかも太田原と寺の元の境界あたりでもあった。

村人達は困り果てた。何人もの行者を呼んで、火を焚き、水をかぶり、お祈りしたが、いっこうに神輿は動こうとしなかった。行者たちの渾身の説得のかいがあつてやっと動きはじめた。大明神様は、太田原の元の場所に戻りたかったに違いない。哀れな話である。

私は、父からこの話を聞いて何年か経ったある日、神社の跡地、北側の細道を通っていた時に、ふっと小さな祠を見つけた。近くの方に聞くと、昔、誰かがへび神様を祀っていたのだと教えられた。

今はその祠は見当たらない。太田原は新興住宅地になってしまったからである。それにしても白いへびの伝説を大事に守ってくれた人がいたと思うと、私は少しばかり温かい気持ちになった。

注：1町は60間、約109m

平成28年12月記

## 5. 太田天満宮所属財産由来書より

太田郷土史誌研究会 井上 和也

天満宮は全国各地で祀られており、県内でも230社を超える天満宮が鎮座していると云われる。(故北條令子氏談) 祭神菅原道真は仁和2年(886)讃岐守として不本意ながらもこの地に赴任し(「中途送春」「早秋夜詠」)4年間を過ごした。この間の讃岐守としての姿や心情は「不以慈悲繫 浮逃定可頻<sup>しきり</sup>」(寒早十首その一)「霜露變何急 忽忝專城任<sup>むなし</sup>空 為中路泣」「吾齡近五十 政嚴人不到」(苦日長<十六韻>)「縦 焚筋骨不焚名」(端午日賦<sup>たとい</sup>艾人<sup>がいじん</sup>)、「走筆唯書弁訴文・今年獨對<sup>むいかう</sup>海邊雲」等の諸作品から分かる。また当時の讃岐の社会状態も<寒早十首>から垣間見ることが出来る。県内に鎮座する多くの天満宮はこの間の事績に関係した場所に祀られたといわれる。華下天満宮、滝宮天満宮、黒岩天満宮、網敷天満宮等いずれも道真との関係が伝えられている。「祭城山神文」等その作品に残されているものもある。

太田の天満宮の由来について詳しいことは分からない。しかし明治18年に作成された宮脇家所蔵の太田村全図や土地台帳には1140番地2畝28歩太田村共有とその位置及び面積等が記入されている事から、明治時代からすでに旧太田城跡の村有地に建立され、近隣の住民によって尊崇されていたことが分かる。また天満宮所蔵文書「天満神社所属財産由来書」(ママ)には大正末から昭和31年まで、近隣35戸余の氏が順番に陶家を勤め、神社を維持管理していたことが記録されている。その「由来書」には天満神社と記されており、この時代は明治政府の改称の達示が地方まで届き、国家権力が信仰の世界まで介入した特別な時代であったといえる。更にその文書には当時天満神社が所有していた715番地、畑5畝13歩は琴高電鉄軌道敷設(ママ)のため買収換地となり、大正14年9月18日に1090番地、田8畝10歩と交換したことが記されている。以後この土地は小作に出され、その小作米(1石)の売却益を固定資産税等の他天満宮の維持管理のための必要経費に当てていた。

### 財産由来書に見る天満宮社殿維持

昭和 7年12月	天満宮本殿再築(ママ)
昭和10年 8月	天神様御堂修繕奉納(ママ)
昭和12年 9月	社殿内外壁塗替、屋根トタン・外板張・建具の修繕
昭和52年 4月	神社屋根崩れ雨漏り、一宮寺より瓦入手、修理する
昭和53年10月	境内の松枯れ、電力会社と交渉、森林組合員により伐採、同時にお願ひして「ムクノキ」も伐採する
昭和58年 9月	境内の防火用水を撤去し貸車庫として活用決定
昭和62年	東向きの社殿を南面改築、同時に老人憩いの家建設

この中で注意すべきことは東向きに建てられていた社殿を昭和62年に南面して改築したことであろう。社殿は参道や道路等周囲の立地諸条件によって東向きに建てられたと考えられる。第2次大戦前後、東向き社殿前では村の有志が芝居を上演し、村民に娯楽を提供していた。「神社財産由来書」には秋祭餘擧・青年劇寄附(ママ)の名目で芝居上演に対する補助経費を支出したことが記録されている。これらのことから太田天満宮(神社)は大田村民に対して種々の役割を担っていたことが読み取れる。しかし太田天満宮の詳細については不明の事が多く、今後の更なる調査を待たねばなるまい。

史料

天満神社所属財産由来書

太田天満宮所有

香川県香川郡太田村切図・土地台帳

宮脇家提供

菅家文章

日本古典文学大系

菅家後集

〃

## 編集後記

本活動報告書は、毎年度の活動の記録とともに、その年度に調査・研究した成果を整理・保管することにより、研究会の毎年度の活動の成果を積み重ねていくことに重点をおいた。そのため、本編を大きく「活動編」と「調査・研究編」に分け整理し、それを毎年積み重ねていくこととした。これらの活動の成果が、将来太田南地区の風土・文化の歴史として集大成されることを期待したい。

本年度の活動は、次の太田南郷土史誌研究会が毎月 1 回会合を持って調査・研究されたものである。

大住教夫 藤村雅範 井上和也 中澤健二 十川信孝 藤田修平 高城孝臣  
明石豊重 安藤みどり 三浦真里 古澤幸夫

事務局長 古澤幸夫